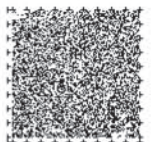


# 第 2 部

---

第 5 期 富山市障害福祉計画



# 第1章 国の基本指針と本市の第5期障害福祉計画成果目標

## 1 施設入所者の地域移行の推進

### 【国の基本指針の考え方】

- ・平成28年度時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行する。
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減する。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行者数の目標数値

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ①平成32年度末までに、平成28年度末施設入所者数441人のうち、14人(3.2%)が地域での生活に移行することを目指します。

※積算根拠：市が委託している相談支援事業所7事業所×2人 ※目標設定理由：国の基本指針どおりの場合、平成32年度末までに、平成28年度末施設入所者数441人のうち、第4期障害福祉計画の未達成割合を含めた86人(19.5%)が地域での生活に移行する必要がありますが、施設入所者の地域移行を着実に進めるため、富山市障害者自立支援協議会専門ワーキング等の検討も踏まえ、この3年間は相談支援事業所が地域移行を推進する基盤づくりを行うことが重要であると考え、目標を設定したものです。

- ②平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末施設入所者441人から9人(2%)減少した432人を目指します。

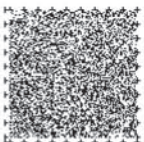
項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者数	441人	平成28年度末時点において施設に入所している人数
地域生活移行者数	14人(3.2%)	平成32年度末までに全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数
削減見込	9人(2%)	平成32年度末時点の入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減する。

### (2) 第4期障害福祉計画の目標値と実績(見込み)

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する第4期計画の目標値は、次のとおりです。

- ①平成29年度末までに、平成25年度末施設入所者数470人のうち、57人(12.1%)が地域での生活に移行することを目指します。
- ②平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者470人から26人(5.5%)減少した444人を目指します。

福祉施設の入所者の地域生活への移行数は、目標の57人に対して8人と目標値を下回りました。この4年間の地域移行数の内訳として、グループホーム等への移行数は2人とどまりました。施設入所者数の減少は、目標数値26人に対して実績が49人と目標値を上回りました。



区分		数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数		470人	平成25年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	目標数値	57人 (12.1%)	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数
	実績 (見込み)	8人 (1.7%)	
削減見込	目標数値	26人 (5.5%)	平成29年度末段階での削減見込数
	実績 (見込み)	49人 (10.4%)	

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置する。

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、精神障害（発達障害および高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目	数値	考え方
保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	設置	平成32年度末までに設置する。

## 3 地域生活支援拠点等の整備

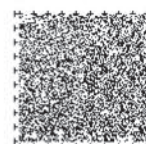
### 【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

障害のある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等の地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成32年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」を含む）について整備することとします。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	平成32年度末までに整備する。



## 4 一般就労への移行の促進

### 【国の基本指針の考え方】

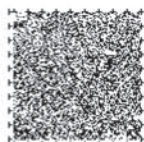
- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から2割以上増加とする。
- ・就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

### (1) 福祉施設から一般就労への移行等

- ①平成32年度に福祉施設から一般就労へ移行する人については、平成28年度に施設から一般就労した人数の1.5倍（86人）を目指します。
- ②平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数65人から78人（20%増）に増やすことを目指します。
 

※目標設定理由：国の基本指針どおりの場合、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数65人から106人（63%増）に増やすことが必要となりますが、就労移行支援事業所が減少傾向であるため、第4期障害福祉計画の未達成割合を含めず、平成28年度末の利用者数の2割増加を目標に設定するものです。
- ③加えて、就労移行支援事業所について、平成32年度末における、就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指します。
- ④さらに、新たに創設された就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目標とします。

項目	数値	備考
平成28年度の年間一般就労移行者数	57人	平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	86人(1.5倍)	平成32年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
就労移行支援事業の利用者数	78人(20%増)	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数
就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上	平成32年度末において就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率



**(2) 第4期障害福祉計画の目標値と実績（見込み）**

福祉施設から一般就労への移行者数と就労移行支援事業の利用者数に関する第4期計画の目標値は、次のとおりです。

①平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数を48人を目指します。

②平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数を114人を目指します。

福祉施設から一般就労へ移行する人については、48人を目標としており、平成29年度の見込みは57人と目標数値を上回る見込みです。

また、就労移行支援事業の利用者数については、114人を目標としておりましたが、平成29年度の見込みは71人と目標数値を下回る見込みです。

区分		数値	考え方
目標年度の年間一般就労移行者数	目標数値	48人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
	実績（見込）	57人	
就労移行支援事業の利用者数	目標数値	114人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数
	実績（見込）	71人	
就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	目標数値	50%以上	平成29年度末において就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合
	実績（見込）	13%	

